

避難行動ガイド②

避難行動に関する行政発令の避難情報の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 ・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 ・要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。 ・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「**自主避難**」とは・・・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続けていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることになります。

自主防災組織

自主防災組織の活動内容

自主防災組織とは、自治会などの単位で結成されるもので、地域のみなさんが自主的に連携して防災活動を行う団体のことをいいます。災害による被害を最小限におさめるためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方が重要となります。

平常時

災害に備えるために、日頃から地域のみなさんに、防災知識・防災活動の必要性を理解してもらう活動を行います。

■地域内の安全点検

地域内の危険箇所や問題点を確認し改善します。

■防災知識の普及と啓発

地域住民に防災知識を広め、関心を持ってもらいます。

■防災訓練

災害に備え、消防署などの指導のもと訓練を行います。



災害時

人命を守り被害の拡大を防ぐために、地域のみなさんが協力して、火災の初期消火や負傷者等の救出・救護などを行います。

■初期消火

近隣の人と初期消火活動を行います。

■救出・救助

負傷者などの救出・救助や、応急手当を行います。

■避難誘導

避難経路の安全を確認し、住民を避難場所へ誘導します。

■情報の収集と伝達

防災関係機関と連絡を取り、情報を住民に伝達します。

■避難所の管理と運営

避難所を立ちあげ、運営に協力します。



要配慮者への協力

高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方々は、災害時の避難行動や言葉の理解などで大きなハンデを負うことになります。地域のみなさんは日頃からコミュニケーションをとりあって、災害時には相手に適した誘導方法で早めの避難ができるように協力しましょう。

■高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方には

高齢者や乳幼児は、手をつなぐ、背負うなどよりしっかり援護します。傷病者には複数の人で対応しましょう。

急を要するときは、ひも等を使って背負い、安全な場所へ避難しましょう。

外国人の方で言葉が通じない場合には、身振りを交えて誘導します。



■車椅子を利用する人には

車椅子を利用する人の場合は、必ず3人で協力し、階段を上がる時には前向きに、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないように配慮しましょう。



■目の不自由な人には

まず、「お手伝いしましょうか」などの声をかけましょう。話しかける相手の声が頼りなので、話すときは、はっきりゆっくり、大きな声で話し、誘導するときは、杖をもっていないほうのひじのあたりを軽く触れるか、腕をかくして、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。



■耳の不自由な人には

話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。

口頭でわからないようであれば、紙とペンで筆談しましょう。

紙やペンがなければ、相手の手のひらに字を書いて筆談しましょう。

